

# ケア樹サービス利用規約

## 第1条 株式会社グッドツリーの提供するサービスと前提条件

- 1.当社は、介護業務支援用のソフトウェアシステム（以下「本システム」といいます。）を利用できる環境（以下「本サービス」といいます。）を用意し、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）を締結した介護事業所（以下「利用者」といいます。）に対し、本サービスへのアクセス権限として、ログインIDとパスワードを付与します。利用者は、利用者の役員及び従業員に対し、本サービスへのアクセス権限として、当社が付与するものとは別に、所定数の一般ユーザーIDと一般ユーザーパスワードを付与することができます。利用者はこれらID及びパスワードを管理するものとします。
- 2.利用者は、本システムを利用するための通信回線（ADSLまたは光通信回線）、通信回線接続装置及び通信回線と接続された端末装置（パソコン、タブレット端末及び印刷装置）を自らの責任と費用負担により用意・管理するとともに当社の指示に従い、当社が提供するソフトウェアを端末装置にインストールするものとします。
- 3.当社は、必要に応じて利用者の承諾を得ることなく本システムにつきバージョンアップその他の改変を行うことができます。ただし、利用者にも利益を及ぼすおそれのある改変については1か月前に予告するものとします。
- 4.利用者は、本規約（当社が合理的理由により変更し、ウェブサイトに掲載してから2週間を経過したものを含む）を遵守するものとします。
- 5.利用者は、当社に提供している情報の変更、ID及びパスワードの漏洩又はそのおそれが生じたときは当社に直ちに報告するものとします。
- 6.当社から利用者への通知は、本システム画面、電子メール、FAX等、当社が適切と判断する手段で行うものとします。

## 第2条 利用料金

- 1.利用料金は利用者当社又は当社指定販売店との間で別途定めるとおりとします。また、本システムの基本機能以外に別途課金を必要とする追加機能もあります。
- 2.利用者当社との間で別途定めがない場合、利用料金のうち、アカウント費用、年間事務手数料、インターネット伝送、有料サポート及びオプションサービス料金の支払期限は、利用開始月の翌月末日とします。ただし、当社が了解している口座自動振替手続が完了している場合は、当該振替予定日とします。  
有料サポート利用料(年間)は2年目以降、1回毎の単発サポートに変更も可能です。
- 3.本システムの月額課金の追加機能を別途申し込んだ場合、追加機能の利用開始月から課金されるものとします。  
追加機能の料金の支払い期限は、追加機能の利用月の翌月末日とします。ただし、当社が了解している口座自動振替手続が完了している場合は、当該振替予定日とします。
- 4.利用者が利用料金の支払を遅延した場合、年14%の遅延損害金が発生するものとします。
- 5.消費税の税率が変更されたときは、利用料金の消費税相当分が変更されるものとします。
- 6.利用料金の振込手数料は利用者の負担とします。

## 第3条 有効期間

- 1.利用者当社との間で別途定めがない場合、本契約締結日を有効期間の開始期及び利用開始日とし、有効期間は本システムのサービス毎に当社が定める期間とします。ただし、利用者が本契約締結日と異なる日を利用開始日とすることを希望し、当社がこれを承諾したときは、当該日を利用開始日とします。この場合、契約締結日から利用開始日までの間、利用料金は発生しませんが、本契約に定める場合を除き解除はできません。

- 2.有効期間満了月の15日までに、当社及び利用者の双方から何らの申し出がない場合、有効期間は本システムのサービス毎に当社が定める期間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 3.本システムの月額課金の追加機能の有効期間は、追加機能の申込月から終了月までとする。ただし、追加機能の有効期間は、本契約の有効期間を超えることはないとする。
- 4.本契約の定めに従い解除する場合及び当社の債務不履行により利用者が本契約の目的を達することができない場合を除き、本契約を途中解約することはできません。

#### 第4条 利用者の禁止事項

利用者は以下の事項をしてはならないものとします。

- ①本サービスの利用を妨げる行為
- ②本契約上の権利の全部又は一部を当社に無断で譲渡、転貸、担保に供すること
- ③当社の著作権を侵害すること
- ④第三者の著作権や肖像権を侵害すること
- ⑤当社が秘密と指定して開示した情報を開示の目的外に利用し、又は第三者に開示、漏洩すること
- ⑥暴力団その他反社会的勢力に属し、利用し又は当社に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞若しくは業務妨害行為等を行うこと

#### 第5条 当社の免責事項

- 1.当社は、当社の故意又は重過失により利用者に損害を与えた場合に限り、損害賠償義務を負うものとし、それ以外の場合、債務不履行、瑕疵担保・契約不適合、不法行為その他原因の如何を問わず、損害賠償義務を負わないものとします。また、損害賠償の範囲は、利用者に発生した直接かつ現実の損害に限り、さらに、月額利用料金の1年分を上限とします。
- 2.当社は利用者からの要求があっても、本システムに関するバージョンダウンの義務を負いません。
- 3.当社は、利用者に対しコンピュータに関する一般的な操作方法、本サービス以外の質問応答等のサポートは一切行わないものとします。
- 4.本サービスで表示されるコンテンツの一部は、当社が開発・提供するものではありません。こうしたコンテンツについて当社は責任を負わず、そのコンテンツを開発し又は提供する当事者が単独で責任を負います。

#### 第6条 サービスの中断

- 1.当社は、本サービス提供用の設備及びソフトウェアの保守その他やむを得ない事由がある場合、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。
- 2.当社が前項の中断をする場合、その7日前にその旨利用者へ通知し、平日22時～6時に行います。ただし、緊急を要しやむをえない場合は、この限りではありません。

#### 第7条 サービスの提供停止・解除及び利用料の負担義務

- 1.当社は、利用者が以下のいずれかに該当した場合は、本サービスの全部若しくは一部の提供の停止（アカウントの利用停止を含む）又は本契約を解除できるものとします。
  - ①本利用規約に違反した場合
  - ②当社への届出内容に重要な虚偽があった場合
  - ③破産・民事再生・会社更生の手続開始決定が出されたとき、不渡処分・滞納処分を受けたとき、差押・仮差押・仮処分の申立を受けたとき、支払不能・支払停止となったとき、又はこれらに準ずる信用不安の状態となったとき。
- 2.当社が前項に基づき提供停止又は本件契約を解除した場合といえども、当社は本契約の有効期間満了時まで利用者から支払われるべきであった利用料を利用者に請求できるものとします。

#### 第8条 個人情報等

- 1.利用者は、本サービスに第三者の個人情報を含むデータや画像ファイルを登録する場合、当該第三者の許諾を得るものとします。
- 2.当社は本サービスを提供する過程で知り得た個人情報及びアンケートの回答内容を本サービス及び当社の事業の向上のために必要な範囲で利用できるものとします。

#### 第9条 契約終了時の処理

- 1.利用者は、本契約が終了したときは、その翌月末日までに、当社からの貸与物の返還及び本契約に基づき当社から提供されたソフトウェアの削除をするものとします。
- 2.当社は、本契約終了後は、利用者が本システムに登録・入力した情報を削除できるものとし、利用者は当該情報の開示又は当該情報が記録された媒体等の引き渡しを請求できないものとします。

#### 第10条 業務委託及び権利義務の譲渡

当社は、本契約上の業務を第三者に委託できるものとします。また、当社は営業譲渡に伴い、本契約上の権利義務・地位を第三者に移転することができるものとします。

#### 第11条 裁判管轄

本契約に関する訴訟については、仙台地方（簡易）裁判所を専属的管轄裁判所とします。

## ◆「ケア樹」普及へのご協力をお願い◆

当社では、ケア樹を介して各事業者様の業務効率向上を支援し、福祉事業の発展に寄与したいと考えています。そこで、新しくケア樹を利用する事業者様を紹介いただき、一緒にケア樹の利便性を事業者様に説明する等のご協力をお願いしています。契約が成立しますと、紹介者様に成約アカウントに応じた手数料をお支払いいたします。同一法人様でも住所が異なる事業者様のご紹介につきましても対象となります。

ただし、新規契約の法人様が意図的に契約時期を遅らせての複数事業者様のご紹介はご遠慮願います。

手数料は、1 事業者 (1 提供サービス) 毎に、利用契約において定められたアカウント費用 (税別) の当社定価に応じ、下記区分によるものとします。(下記手数料は税込額である)

◇アカウント費用定価	◇手数料
10,000 円	10,000 円
100,000 円	50,000 円
200,000～500,000 円	100,000 円

※紹介先との本サービスの利用契約締結時にアカウント費用の定価より値引きがあった場合、値引きされたアカウント費用が10,000 円未満のときの手料はアカウント費用全額とし、10,000 円以上のときの手料はアカウント費用の 50%とします。

## ◆ご紹介等の流れ

- ① 紹介先企業の承諾を得た上で、紹介先企業の企業名、所在地、代表者名、担当者名、電話番号又はメールアドレスを提供。⇒ TEL・FAX・メール・HP・・・など
- ② 紹介者様の販売協力のもと 90 日以内に商談成立。
- ③ 弊社から紹介手数料の発生を報告し、請求のご意向を問合せ。
- ④ 90 日以内に請求があった場合、翌月末までに請求金額を指定口座へ振り込み

よろしくお願ひします